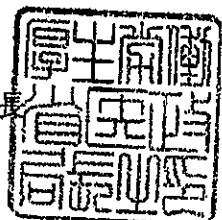


医政発0129第8号
平成27年1月29日

外務省歐州局長 殿

厚生労働省医政局長



「日英医師相互開業に関する取りきめ」に基づく英国人医師の診療対象について

標記について、駐日英國大使館に対し、別紙の内容をご連絡いただきますよう、お願いい
たします。

別紙

「日英医師相互開業に関する取りきめ」に基づく英国人医師の診療対象について

英國と我が国との「日英医師相互開業に関する取りきめ」に基づき、我が国では、昭和39年以来、我が国で医業を行うことを希望する英国人医師に対して英語による医師国家試験を行い、合格した者に医師免許を与え、一定の条件の下で我が国において医業を行うことを認めているところです。

この「日英医師相互開業に関する取りきめ」について、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定。以下「検討方針」という。）では、国家戦略特区内において、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めることとされておりますので、ご連絡いたします。

なお、検討方針では、国家戦略特区内における人数枠の拡大や受け入れ医療機関の拡大についても決定されていますが、これらについては、国家戦略特区に指定された区域からの要望を踏まえた上で、必要に応じ、ご連絡をさせていただきますので、ご承知おきください。

（参考1）

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定）（抄）

1. 医療

（1）国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁

・また、東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。

こうした中で、医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。

（参考2）

国家戦略特区とは、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項において、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいふとされています。